

処遇改善加算に係る「見える化」要件について（情報公開）

令和6年度介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」（以下、新加算）が創設されました。

加算要件のひとつである職場環境等要件に関し、当法人の取組について下記の通り公表いたします。

処遇改善加算取得状況

各事業所の新加算の取得状況は次のとおりです。

	複合型特別養護老人ホームわかば	特別養護老人ホーム第二わかば
特養	新加算（1）	新加算（1）
ショートステイ（予防含む）	新加算（1）	新加算（1）
グループホーム（予防含む）	新加算（1）	

職場環境等要件について

職場環境等要件について、賃金以外の処遇改善に関する取組は次のとおりです。

区分	職場環境要件	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	・ 理念や方針についてホームページや施設内に掲示。
	職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	・ 近隣の高校より介護実習生の受入れ。 ・ 毎年「わかば祭り」を開催し、地域の方との交流を図る。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・ 無資格者に対しては、認知症介護基礎研修の受講費用の支援や、勤務シフトの調整を行う。 ・ 中堅職員に対しては、ユニットリーダー研修等の受講費用の支援や、勤務シフトの調整を行う。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	・ 適宜、上位者による助言やキャリア面談を実施。

両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	・「育児・介護休業規程」を定め、育児及び介護と仕事の両立を支援している。
	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている	・10月の年次有給休暇取得期間では、厚生労働省のポスターを事業所内に掲示している。 ・計画的に有給休暇が取得しやすい雰囲気作りや、上司からの積極的な声かけを行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	・年次健康診断の実施や、年1回のストレスチェックを全職員に実施。 ・施設内に休憩室を設置。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・事故防止マニュアル、苦情対応マニュアルを作成し閲覧可能な場所に設置。
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組		生産性向上推進体制加算を算定
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・毎日の申し送りに加え、施設リーダー会議やユニット会議を毎月開催し、情報の共有を行っている。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	・朝礼や、各事業所において開催される会議にて、好事例の紹介や家族からの謝意等の情報共有を行っている。 ・お礼状等を施設内で回覧。